

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
翌日の翌日)

目 次

- ◇ 規 則 鳥取県建設工事執行規則の一部を改正する規則(管理課)
- ◇ 告 示 土地改良区の役員の退任(農村整備課)
土地改良事業の認可(〃)
保安林の指定予定(造林課)
土地区画整理事業の事業計画の変更の認可(都市計画課)
建築基準法による道路の位置の変更(建築課)
- ◇ 公安告示 道路交通法による医師の指定の一部改正(運転免許課)
- ◇ 地労委告示 地方労働委員会あっせん員候補者の委嘱及び解任
- ◇ 公 告 猟銃等の取扱いに関する講習会の開催(生活保安課)

公布された規則のあらまし

- ◇鳥取県建設工事執行規則の一部を改正する規則
- 一 建設工事の請負契約に係る請書に請負代金額と併せて取引に係る消費税額を記載することとした。
 - 二 この規則は、公布の日から施行することとした。
 - 三 所要の経過措置を講ずることとした。

規 則

鳥取県建設工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成元年三月十日

鳥取県知事 西 尾 昌 次

鳥取県規則第三号

鳥取県建設工事執行規則の一部を改正する規則

鳥取県建設工事執行規則(昭和四十八年十一月鳥取県規則第六十六号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中

請負代金額

金

円

を	金	円
請負代金額	(うち取引に係る消費税額)	円)

に改め、備

考を次のように改める。

備考

- 1 請負代金額は、算用数字で記載すること。
- 2 「請負代金額」の「取引に係る消費税額」の欄は、請負者が消費税の納税義務者である場合に、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条の規定により算出して得た額（請負代金額に103分の3を乗じて得た額）を記載すること。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日以後に締結する請負契約に係る建設工事で、平成元年三月三十一日までに工事的物の引渡しが行われるものに係る請書については、この規則による改正後の鳥取県建設工事執行規則様式第一号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

告 示

鳥取県告示第三百九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり北条土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成元年三月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理 事 大 西 義 信 東伯郡大栄町大字東園四〇三

平成元年二月十八日退任

鳥取県告示第三百十号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、溝口町が行う土地改良事業（農村総合整備モデル事業溝口（富江）地区区画整理）を平成元年三月三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成元年三月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百十一号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成元年三月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林の所在場所

西伯郡西伯町大字下中谷字驛牛山三二七九、三二八四から三二八八まで、三二八九の一から三二八九の五まで、三三〇八

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、米子地域森林計画

で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

二 保安林予定森林の所在場所

東伯郡東伯町大字倉坂字宮坂二二二三から二二二五まで、字加美山

一〇八から一一一まで、字一ノ谷一一九七の一から一一九七の五

まで、字奥山西平一一七三の一、一一七三の二、一一七三の五、一一

七三の六、一一七三の三七、一一七三の三三、一一七三の一三五か

ら一一七三の一四〇まで、一一七三の一五二から一一七三の一九七ま

で、一一七三の一九九から一一七三の二〇二まで、一一七三の二〇五

から一一七三の二三四まで、一一七三の二四一から一一七三の二七〇

まで、字今地谷一〇八五の一、一〇八六、一〇八七、一〇九一、一〇

九五から一〇九八まで、一一〇〇、一一〇〇の一、一一〇二の一、一

一〇三から一一〇五まで、字向屋敷一一〇六から一一〇八まで、一一

〇九の二、一一一〇、一一一一の一、一一一一の三、字小水谷一一二

〇の一、一一二〇の三から一一二〇の七まで、一一二三から一一二五

まで、字壱本松谷一一一二から一一一六まで、一一一七の一、一一一

八、一一一九、字小田又一二二六の一から一二二六の三まで、一二二

八、一二二九、字鶏塚一一四三の一、一一四三の二、一一四三の五か

ら一一四三の七まで、字奥山ノ内中谷一一四八の三から一一四八の五

まで、一一四八の四九から一一四八の五九まで、字中谷平一一五二か

ら一一五四まで、字瀧ノ上一一三二、一一三三、字奥小田股一一六二

から一一六六まで、字奥山ノ内湯頭一一四九の八、一一四九の九、字

南畑一一五六から一一五九まで、字湯頭一一五〇、字奥山東平一一四

一の一から一一四一の三まで、一一四一の五、一一四一の六、一一四

一の二七、一一四一の三〇、一一四一の三一、一一四一の三三から一

一一四一の一一八まで、一一四二

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉地域森林計画

で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部造林課及

び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第三百十二号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第一百十九号)第十条第一項の規定に基づき、鳥取新都市土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同条第三項において準用する同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成元年三月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 土地区画整理事業の名称

鳥取新都市土地区画整理事業

二 施行者の住所及び名称

東京都千代田区霞ヶ関三丁目八一

地域振興整備公団

総裁 茂串 俊

代理人

鳥取市川端一丁目一〇八

地域振興整備公団鳥取都市開発事務所

所長 加藤要治

三 事業施行期間

昭和六十三年十月二十八日から平成十三年三月三十一日まで

第一工区

変更前

昭和六十三年十月二十八日から平成元年三月三十一日まで

変更後

昭和六十三年十月二十八日から平成元年十二月三十日まで

第二工区

昭和六十三年十月二十八日から平成二年三月三十一日まで

第三工区

昭和六十三年十月二十八日から平成三年三月三十一日まで

第四工区

昭和六十三年十月二十八日から平成七年三月三十一日まで

第五工区

昭和六十三年十月二十八日から平成十年三月三十一日まで

第六工区

昭和六十三年十月二十八日から平成十二年三月三十一日まで

第七工区

昭和六十三年十月二十八日から平成十三年三月三十一日まで

四 施行地区の区域

鳥取市香取字元結谷丸山並びに生山字松ヶ谷、字捨樋谷、字大堤、字高畑、字穴田、字水堤、字大池平、字大休、字芋谷、字芋山、字堀覆平、字砥石場、字乳母谷、字本谷、字砥石場平、字池ノ鳴、字岩丸木平、字小寺谷、字寺谷、字大休ミ及び字堀覆谷の各全部並びに香取字小山谷堤下、字小山谷西側、字小山谷、字元結西側、字袋谷口、字宮ヶ鼻、字権現、字元結口、字元結堤ノ下、字元結、字元結深谷、字奥袋谷、字袋谷、

字元結堤下及び字元結堤下夕、生山字菖蒲谷、字二ツ橋、字新前田、字長谷、字山建平、字山立平、字芳ヶ谷、字蝦谷、字海老谷、字池ノ平、字芦谷、字細谷、字奥山立口、字奥山立、字狸谷、字奥山立平、字治郎谷、字献上谷、字犬聲谷、字本谷口、字洞ヶ谷、字奥岩丸木、字峯寺越谷、字狼谷、字小狼谷、字大寺谷、字洞道谷、字圓本、字圓本及び字私都谷、紙子谷字門上谷及び字門所谷並びに海蔵寺字池ノ谷の各一部

第一工区

変更前

鳥取市香取字小山谷堤下、字小山谷西側、字小山谷、字元結西側、字袋谷口、字元結堤ノ下、字元結堤下、字権現及び字宮ヶ鼻の各一部

部

変更後

鳥取市香取字小山谷堤下、字小山谷西側、字小山谷、字元結西側、字袋谷口、字元結堤ノ下、字元結堤下、字権現、字宮ヶ鼻、字袋谷及び元結谷丸山の各一部

第二工区

変更前

鳥取市香取字袋谷口、字元結谷丸山、字袋谷、字元結堤ノ下、字元結堤下、字元結深谷、字元結西側及び字元結口の各一部

変更後

鳥取市香取字袋谷口、字元結谷丸山、字袋谷、字元結堤ノ下、字元結深谷及び字元結口の各一部

第三工区

鳥取市香取字元結口、字元結谷丸山、字袋谷、字元結深谷及び字

奥袋谷並びに生山字長谷の各一部

第四工区

鳥取市生山字小寺谷、字寺谷、字岩丸木平、字砥石場平、字乳母谷、字本谷、字砥石場、字塚覆平、字塚覆谷及び字大堤の各全部並びに同町字松ヶ谷、字捨樋谷、字長谷、字新前田、字大池平、字大休、字海老谷、字蝦谷、字細谷、字治郎谷、字献上谷、字本谷口、字犬聲谷、字芦谷、字洞ヶ谷、字奥岩丸木、字峯寺越谷、字狼谷、字小狼谷、字大寺谷、字水堤、字洞道谷、字圓本、字圓本及び字大休ミ並びに香取字袋谷及び字元結口の各一部

第五工区

鳥取市生山字高畑、字穴田、字池ノ鳴、字芋谷及び字芋山の各全部並びに同町字大池平、字山建平、字山立平、字水堤、字大休ミ、字蝦谷、字海老谷、字細谷、字奥山立平、字狸谷、字奥山立、字奥山立口、字池ノ平、字芳ヶ谷、字新前田及び字私都谷の各一部

第六工区

鳥取市紙子谷字門上谷及び字門所谷、生山字菖蒲谷、字二ツ橋、字松ヶ谷、字捨樋谷及び字長谷並びに海蔵寺字池ノ谷の各一部

第七工区

鳥取市香取字小山谷、字元結西側、字元結堤ノ下、字元結堤下、字元結堤下夕、字元結及び字元結深谷の各一部

五 事務所所在地

鳥取市川端一丁目一〇八 地域振興整備公団鳥取都市開発事務所内

六 施行認可の年月日

昭和六十三年十月二十四日

七 事業年度

四月一日から翌年三月三十一日まで

八 公告の方法

事務所に掲示板に掲示する。

九 変更認可の年月日

平成元年 月 日

鳥取県告示第三百十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置の指定を平成元年三月六日次のとおり変更したので、鳥取県建築基準法施行細則（昭和四十八年五月鳥取県規則第三十四号）第九條第二項の規定により告示する。
その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

平成元年三月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

申請人の住所及び氏名 鳥取市瓦町六一四一二 矢谷 睦恵 鳥取市瓦町六一四一二 佐々木恭子	変更後の道路の位置の指定場所 鳥取市湖山町南五丁目 六〇八一、六〇九一 一、六一〇、六一七及 び六一八	変更後の道路の幅員及び延長（メートル） 幅員 四・〇〇〇、五・五〇 延長 六〇・一六
--	---	--

鳥取市湖山町南五丁目
六一三

壽村 憲三

兵庫県神戸市灘区桜ヶ
丘町一五十六五十三一
四

矢谷 啓

鳥取市美萩野一丁目三
六

金山 義明

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第十九号

昭和六十年七月鳥取県公安委員会告示第四十五号（道路交通法による医師の指定について）の一部を次のように改正する。

平成元年三月十日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜代次

一の表中

松林 実	精神科	鳥取県立中央病院	鳥取市江津
中村準一	精神科	鳥取県立中央病院	鳥取市

七三〇 を

江津七三〇

に、

挟間秀文

”

鳥取大学医学部附属病院

” 西町三六の一

を

松林 実

”

”

挟間秀文

”

鳥取大学医学部附属病院

” 西町三六一

に改める。

地方労働委員会告示

鳥取県地方労働委員会告示第一号

鳥取県地方労働委員会あつせん員候補者を委嘱し、及び解任したので、
労働委員会規則（昭和二十四年中央労働委員会規則第一号）第六十八条第
一項の規定により、次のとおり告示する。

平成元年三月十日

鳥取県地方労働委員会会長 下 田 三子夫

一 委 嘱

氏 名	生 年 月 日	住 所	職 業	電 話 番 号	経 験 及 び 関 歴	委 嘱 年 月 日
竹中安明	昭一四・九・二四	鳥取市湯所町 一丁目四〇六	中国電力労働組 合鳥取県本部長 鳥取県労働総同 盟会長代行	組合 (〇八五七)二七七一六 社宅 (〇八五七)二二一〇六五〇	鳥取県労働総 同盟書記長	平一・二・九

二 解 任

氏 名	解 任 年 月 日
石井信儀	平一・二・九
平井五郎	平一・二・二三

公 出

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和38年法律第6号。以下「法」という。）
第5条の3第1項の規定により、猟銃及び空気銃の取扱について講習会
を次のとおり開催する。

平成元年3月10日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜 代 次

1 講習の種別

(1) 初心者講習

法第4条第1項第1号の規定により猟銃又は空気銃の所持許可を受
けようとする者を対象とした講習をいう。

(2) 経験者講習

現に法第4条第1項第1号の規定により許可を受けて猟銃又は空気
銃を所持している者を対象とした講習をいう。

2 開催の日時及び場所

種別	区分		場 所	受 講 対 象 者
	日	時		
初 心 者 講 習	平成元年4月13日	午前10時30分から	鳥取市東町一丁目220	岩美、鳥取、郡家、 智頭、浜村及び倉 吉の各警察署の管 内に居住する者
		午後4時00分まで	鳥取県庁本庁舎地階第 2会議室	
経 験 者	平成元年4月4日	午後1時30分から	米子市樺町一丁目151	八橋、米子、境港、 溝口及び黒坂の各 警察署の管内に居 住する者
		午後4時00分まで	鳥取県米子警察署会議 室	

講 習	平成元年 4月25日 午後 1時30分から 午後 4時00分まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁議会議会棟 3階第 15会議室	岩美、鳥取、那家、 智頭、浜村及び倉 吉の各警察署の管 内に居住する者
-----	--	---------------------------------------	--

3 受講対象者

(1) 初心者講習

鳥取県内に住所を有する者で、狩猟、有害鳥獣駆除又は標的射撃の用途に供するため猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの

(2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者で、次のいずれにも該当するもの

- ア 現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者
- イ 所持の許可の更新を受けようとする者又は買替え等で新たな猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者
- ウ 交付を受けている講習修了証明書が交付を受けた日から起算して3年を経過している者

4 講習時間及び講習科目

(1) 講習時間

ア 初心者講習 3時間30分

イ 経験者講習 2時間30分

(2) 講習科目

ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

5 考査

初心者講習にあっては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。

6 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

7 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料

ア 初心者講習 3,000円

イ 経験者講習 1,500円

(2) 納付方法

受講申込みの際、(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

8 携行品

筆記用具（ノート、ボールペン、万年筆等）及び印鑑